

令和3年10月29日 第31回足寄町農業委員会総会を足寄町役場2階議場にて招集

開会 午後1時30分

閉会 午後1時45分

1 出席委員

3番 遠 國 和 宏 5番 岡 元 義 春 6番 榊 原 武 義
8番 荻 原 博 佳 10番 吉 川 友 二 11番 阿 部 昇
12番 齋 藤 陽 敬

2 欠席委員

1番 遠 藤 勇 2番 石 黒 彰 4番 吉 村 進
7番 宮 口 孝 治 9番 鳥 羽 秀 男

3 議事に参与するもの

事務局長 山 田 弘 幸
総務担当主査 留 田 篤 史
総務担当主査 餌 取 秀 和

○議事日程

- 日程第 1 会期の決定について
日程第 2 会議録署名委員の指名について
日程第 3 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定による農用地買入協議に係る要請について
日程第 4 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

第31回農業委員会総会

令和3年10月29日

開会 午後1時30分

(開 会)

○議長 ただいまから、令和3年度第31回足寄町農業委員会総会を開催します。

本日は、1番遠藤勇委員、2番石黒彰委員、4番吉村進委員、7番宮口孝治委員、9番鳥羽秀男委員が欠席です。

(会期の決定)

○議長 次に、「会期の決定について」を議題とします。お諮りをします。本総会の会期は、本日1日にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(全員「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、本総会の会期は、本日1日と決定します。

(署名委員の指名)

○議長 足寄町農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、本日の議事録署名委員の指名については、5番岡元義春委員、6番榊原武義委員にお願いします。

それでは、議事に入ります。

(議案第1号)

○議長 「議案第1号 農業経営基盤強化促進法15条第1項の規定による農用地買入協議に係る要請について」を議題といたします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第1号、農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定による農用地買入協議に係る要請について、ご説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第15条第1項に基づき、所有権移転に係るあっせんの申し出があった農用地について、公益財団法人

北海道農業公社による買入が特に必要と認められるので、足寄町長渡辺俊一氏に下記の者に対して、同公社が買入の協議を行う旨の通知をされるよう同法第16条第2項に基づく要請の議決をお願いするものです。

利用権の設定等をする者、受ける者の住所、氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の所在につきましては、足寄町茂喜登牛868番1ほか23筆、計24筆です。

地目につきましては、公簿は、畑、牧場、雑種地、宅地で、現況は、畑、採草放牧地です。

面積につきましては、439,975.52㎡の内、畑が392,499.52㎡、採草放牧地が47,476㎡です。

本件は、令和2年12月22日開催の柏倉地区の人・農地プラン協議で、利用権の設定をする者の離農に伴い、売渡予定者の新規就農が承認され、令和3年4月1日から経営を開始しています。

今回、所有する牧草畑等を売買により譲り渡すとの申し出があり、柏倉地区の人・農地プラン協議の結果に基づき、取り進めるものです。

令和3年10月18日に、あっせん会議を開催し、売渡予定者は記載のとおりで、売買予定価格は30,798,000円、10アール当たり70,000円となっています。

しかし、あっせん会議は売渡予定者の農用地取得資金対策において、現在、資金対応が困難なことから不成立となりました。

したがって、本件は北海道農業公社の農地保有合理化事業を活用すべく、足寄町長に対し、北海道農業公社への買入協議を行うよう要請するものです。

なお、事業タイプは10年貸付タイプとなっています。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長 本件について、ただいま局長の説明のとおりです。

何か質疑は、ございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、足寄町長に、当該農用地の所有者に対して、公益財団法人北海道農業公社の買入協議を行う旨の通知をするよう要請します。

(議案第2号)

○議長 「議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました、議案第2号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、ご説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、足寄町長渡辺俊一氏より決定を求められた令和3年度第4号農用地利用集積計画について、ご審議をお願いするものです。

1番を説明します。利用権の設定をする者、利用権の設定を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。土地の表示につきましては、足寄町下愛冠1丁目5番1、計1筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況は畑です。

面積につきましては、41,782㎡のうち、35,000㎡です。

次に、利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、普通畑を賃貸借により利用権の設定を行おうとするもので、利用権の期間等につきましては記載のとおりです。

本件は、所有する農地を賃貸したいとの

申し出に基づき、令和3年8月27日開催の全員協議会で、足寄町の農業者に公募を行うこととなり、令和3年9月1日から9月30日まで、公募を行いました。賃借希望者がおらず、令和3年9月29日開催の全員協議会において、齋藤会長に一任され、齋藤会長が利用調整し、取り進めたものです。

議案調査書のとおり、買受人は畑作経営で、受け手として農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この賃貸借は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしく、申し上げます。

○議長 1番については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か質疑は、ございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

次に、2番、3番を説明します。

局長。

○事務局長 2番、3番につきましては、利用権の設定を受ける者が同一人であるため、一括で説明します。

2番を説明します。利用権の設定をする者、利用権の設定を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。土地の表示につきましては、足寄町芽登本町291番1ほか2筆、計3筆です。

地目につきましては、公簿は畑、原野、現況は畑です。

面積につきましては、6,862㎡です。

次に、利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、牧草畑を売買により所有権の移転を行おうとするもので、所有権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

次に、売買金額ですが、173,000円、10アール当たり25,200円で、支払方法等につきましては記載のとおりで

す。

3番を説明します。利用権の設定をする者、利用権の設定を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。土地の表示につきましては、足寄町芽登本町290番1、計1筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況は畑です。

面積につきましては、14,707㎡です。

次に、利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、牧草畑を売買により所有権の移転を行おうとするもので、所有権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

次に、売買金額ですが、1,029,000円、10アール当たり70,000円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

本件は、所有する農地を売買したいとの申し出があり、地域担当農業委員である遠藤委員と協議したところ、元々、取得予定者が賃借していた、本地に隣接している農地であること、また、両者で合意していることから、地域には公募せず、地域担当農業委員が利用調整し、取り進めたものです。

議案調査書のとおり、買受人は酪農経営で、受け手として農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この売買は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしく、お願いします。

○議長 2番、3番については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か質疑は、ございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

(閉会)

○議長 以上で、本総会に付議されました

議案の審議は全部終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和3年度第31回足寄町農業委員会総会を閉会します。

午後 1時 45分 閉会

議長

青藤陽敬

農業委員

岡元義春

農業委員

柳原武義

